

議会基本条例検討協議会（第30回）

平成25年10月25日（金）

場 所：委員会室

- 1 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について
（資料1、2）

- 2 その他

午前9時01分 開会

1. 市民説明会及びパブリックコメントにおける議会基本条例案に対する意見について

【河崎会長】 10月5日に市民説明会を開催することができた。その時の状況及びパブリックコメントについて、事務局から説明する。

【事務局次長】 市民説明会当日は、63名の方に参加いただいた。市民説明会での意見は50件程度、パブリックコメントでの意見は8名から60件程度いただいております、本日の資料1に記載している。また、正副会長が回答のたたき台を作成しており、別途配付している。あわせて資料2として、条文素案と逐条解説を配付している。

【河崎会長】 5日は、63名の市民が参加され、そのほかに協議会委員10名、委員以外の議員14名、事務局6名で、計93名がホール内にいたことになる。市民説明会及びパブリックコメントで110件の意見をいただき、執行機関が実施しているよりもたくさんの意見をもらえたと考えている。パブリックコメントは21日の締め切り直前に出されたものもあり、正副会長の回答案は十分なたたき台になっていないことは容赦願いたい。各委員と意見交換しながら市民への回答をつくりあげていきたい。

本日は、意見が多かった「議会報告や意見交換を行うことができる」という規定を「行う」にするかどうかということ、市長の反問権に関して何ら規定がないということ、このことに関しては本日意見交換をして、各会派に持ち帰り、11月1日に決定をしていきたい。パブリックコメントで意見を受けて何も変えないという姿勢は、意見をくれた方に対しても大変失礼であるので、見直しができるものは見直し、市民感覚を大事にしながらか本条例案を完成させていきたい。

まず、「議会報告や意見交換を行うことができる」という規定について、「できる」規定となったのは新政クラブの意向が強かったが、会派内で協議等はあったか。

【井上委員】 今のところはないが、個々で話した中では意見交換会はするべきとの意見は出ている。一度会派に持ち帰る。実験的に駅で不特定多数の方を相手に意見交換会を行ってみたが、意外と意見を言ってくれる。こういう目線で意見を常に吸い上げていくことは必要と個人的には考えている。

【中村副会長】 当初は意見交換会というよりも議会報告会というニュアンスが強く、議会報告会は議会としての報告であり、自分の意見が言えないので、報告がしづらい、突っ込んだ議論ができない、議会だよりの内容や定例会最終日の委員長報告とあまり変わらない内容ならやる必要性があるのか、先行自治体での来る人が同じ方に限られ要望ばかりが出てくるという事例もあり、慎重なところもあったが、井上委員と同様、基本的に行ったほうがよいと考えている。全国的な動きとしても「議会報告会」から「意見交換会」となってきたり、そのことも踏まえ会派で協議したい。

【河崎会長】 議運で10月に視察に行った市で、議会報告会はやらずに意見交換会をやるという市議会があった。

【議事担当係長】 愛知県犬山市議会でも、意見交換会をメインに政策を発掘する場としての位置づけを模索されている。

【河崎会長】 地域を対象にした意見交換会は来る人が限られてくるので、団体をメインにして意見交換会を行っているとのことであった。

【議事担当係長】 関係団体などを対象に意見交換会を行い、医療費助成条例など具体

的な政策提案に繋がった事例などの話があった。

【大波委員】 意見交換会と議会報告会の区別はどうなっているのか。意見交換会はテーマごとにやるということか。

【河崎会長】 そういう限定ではなかった。

【議事担当係長】 例えば、障害者団体であれば、当事者が抱えていることについて、議会との間で意見交換を行う。テーマをきっちり決めてということではなかった。ただし、その団体が目的としている領域の話になるということだった。

【山田委員】 愛知県大府市では、委員会ごとに関連団体と意見交換会を行っていた。優れた手法と感じた。

【河崎会長】 条文では第7条第4項を「議会報告や意見交換を行うものとする」というような条文で合意できるかどうかである。

議会報告会を行わずに意見交換会を行っている市の紹介もあったが、意見交換会だけに絞る必要もないと考える。条文としては2つ併記でよいのではないか。新政クラブ以外で「行うことができる」を「行うものとする」にすることは難しいという会派はあるか。

【窪委員】 日本共産党は、それぞれ行っている。議会全体としてやる場合、それぞれ立場が違うため、結論を出すのが難しい。商工会議所や医師会や認可保育園設置者や障害者団体などの意見を聞くことは義務規定でもよいが、行政機関に対してどういう立場で対応しているかという報告は、義務規定にすることは論議が必要である。

【河崎会長】 議会報告という客観的な立場ではなく、意見交換会という形で、自分の支持者でない方の意見も含めて聞く。こちらも自分たちの主張を聞いてもらう。意見が同じ方とはそれぞれ意見交換会をかなりやっているとと思うが、意見が違う方の意見も聞いていく。

【窪委員】 宮応議員は不特定多数に呼びかけている。全くつながりのない方にも参加してもらっている。

【大波委員】 意見交換会だと、統一的な意見で答えるのではなく、それぞれの会派の主張が入ってもよいのか。

【河崎会長】 それでなければ議論ができない。

【井上委員】 ある議員が答えた内容に対し、自分の方向ではこうであるとその場で言えるということである。議員全員が答える権利があり、どのような主張をしてもよいという捉え方ではないか。

【中村副会長】 こういう会を期待している方も、パブリックな話ではなく、個々の議員がどういう意見を持っているのかを聞きたい、自分の意見はこうだと述べたいのだと思う。そうであればこのような手法は効果的である。

【河崎会長】 新政クラブでの協議をお願いしたい。

【二見委員】 意見交換会は合意できる。議会報告会に意味があるのかとの立場である。

【山田委員】 公明党も意見交換会を各種団体と行うという意見である。条例制定後、具体的運用はしっかり詰めていく必要がある。

【河崎会長】 具体的運用は別途考えていくことになる。

【井上委員】 例えば委員会ごとに行うなどは運用面の話になるか。

【河崎会長】 この条例では細かいことは規定していないので、今後どのように運用し

ていくのかの議論の中で検討していくことになる。

【山本委員】 「別に定める」と逐条解説なりに記載しておいたほうがよい。

【古谷田委員】 今回の市民説明会はよかった。質問に対して議員間で協力して回答でき、チームとして団結することができた。

【井上委員】 議会としての一体感も出る。議会も数を多くして行政に対して意見を述べないと、行政も相手にしない。

【河崎会長】 市民という強力なバックのもとに市長に迫るということが、議会が力を得られる一つの方法だと改めて認識した。

もう一件の市長の反問権だが、無条件の反問を認めるという会派が大多数である中、条文は復活させたいところだが、趣旨確認の反問を認めるというあたりで合意点が探れないか。

【窪委員】 市長は現に反問している。市長は違う見解を述べることにより反論している。皆が考えている反問権は、議員に対して質問することなのか。執行権がない議員に対して市長が財源などを質問したら、議員は答えられるのか。反問権をどのように認識しているかである。

【河崎会長】 すでに市長は反問してきたとの認識なので、「反問できる」と規定しても差し支えないか。

【窪委員】 規定すると、市長が議員に対して質問してくることになる。

【河崎会長】 「反問できる」と規定しても、議員が答えなければならないとは規定しない。

【窪委員】 「反問できる」と規定する必要があるのか。

【中村副会長】 この話は、かなり時間をかけて議論してきた。趣旨確認の反問で一度まとまったが、行政側からの意見は、趣旨確認では不十分で、もっと活性化させるためには反問権が必要とのことで、本協議会で再検討し、一問一答方式の場合に反問権を認めることとしたが、行政側の意見は文書で回答したとおりのことで、再協議ということになったが、その協議で大和クラブが無条件の反問権でなければ削除と主張し、条文が削除された。市民説明会やパブリックコメントでは、反問権がなくなったことに否定的な意見が多く、削除に理解を示す意見はなかった。それを受けて古谷田委員はどう考えるか。

【古谷田委員】 反問権はやるべきである。パブリックコメントでも無条件に認めるべきという意見もある。議員の質問にわからない部分があった場合、行政側が問い返すことは必要である。質問が議員のパフォーマンスのようになった場合、行政側が反問することは必要である。

【大波委員】 一般質問は事前に調整している。突然全く新たなことを質問するわけではない。賛成している委員はどういう形で反問権を認めると考えているのかわからない。議員の質問に対して、市長は何を反問してもよいのか。反問も事前に調整したうえで認めるのか。

【中村副会長】 基本的にすり合わせをしているので、不意な質問はないはずである。ただ、一問一答は、その先まではすり合わせができていないので、いきなり議員から新たな質問があったときに、市長がそれに対し反問したい場面が想定される。そういうときに限り反問権を認めると本協議会では一応合意した。窪委員や大波委員は一括や項目

別で質問するので、反問は受けない。

新政クラブも無条件の反問権でよいとの意見だが、無条件でなければすべて駄目というのがわからない。パブリックコメントに「反問権については、多少不十分な形式であっても、仕組みとして先ずは導入することが重要です。」との意見がある。大和クラブが無条件の反問権でなければ一切否定することがよい形と考えるのか、どうしてもわからない。大和クラブの意見であっても、回答は協議会としての回答になる。もう少し納得できる説明をしてほしい。

【井上委員】 一般質問は議会の中で非常に重要であり、この条文は復活させるべきである。犬山市では、「反問権」とは規定しないで、議長の裁量で反問できることになっているとのことであった。

これまで質問に対して行政側が答えないことが多々あった。質問に対して答えていないという意見も非常に多い。その辺りについて川崎市のように行政側に縛りをかけてもよいのではないかと提案する。

【河崎会長】 一般質問は項目として必ず入れるべき、川崎市議会のように「市長は誠実に答弁する」というような条文をさらに加えるべき、加えて反問も規定ということか。

【井上委員】 新政クラブは、反問権はもともと認めてよい意見である。ただ、合意が得られないのであれば、犬山市のように「反問権」とは規定しないが、一般質問は重要なので、この項目の削除だけは避けたい。

【中村副会長】 反問権を認めるべきとの意見で「丁々発止があつてこそ議会です」とあるが、窪委員が主張するように、そもそも一般質問はそういう場ではなく、議員が市民の立場で行政執行を質す場で、その質問にまずはしっかりと答えるのが行政の仕事という立場であれば、議論の活性化イコール反問権ということではないという議論の筋道もある。折衷案で、喧々諤々とやる議員は一問一答、そうでなく質すという議員は一括や項目別という形で条件つき反問権の条文ができた。それを否定して、それが議会としてよりよいのだとの大和クラブの主張がわからない。それをしっかり説明してもらわないと、市民に対して回答がつかれない。

【河崎会長】 「多少不十分な形式であっても、仕組みとして先ずは導入することが重要」との意見に対しても回答しなければならない。大和クラブには明確な回答を用意してもらいたい。

【古谷田委員】 先日も会派で協議したが、反問権を条文化するにあたり、反問権に条件をつけるのがおかしい。行政の反問権をすべてにおいて受けて立つということで一致している。

【河崎会長】 多くの会派がそういう意見である。ただ、それでは合意できない会派がある。ほかの条文もある中、反問権だけ最高のものを目指す姿勢を市民に対してうまく説明できない。

【中村副会長】 本協議会を全会一致にしたことにもかなり批判的な意見をもらっている。ただ、この会を全会一致にしたのは、議会全体の運営ルールであるから、全会派が納得したものでなければ今後の運用が難しいので、普通は多数決だが全会一致にして、皆が納得できるルールにしようとしたと捉えている。それは1つの会派が拒否権を行使するのではなく、ほとんどの委員が合意しているのであれば、それにあわせるということもあったと思う。この件では全会一致の原則を逆に使っている気がする。一歩前に進

めようとしている段階なのに、完全でなければ階段を登らないというのは、先ほどの説明では市民が納得できる回答にならない。ただ、公表するのは議会としての回答になるので、もう少し考えてほしい。

【窪委員】 一般質問をどういう立場で行っているかが前提である。市長答弁も個人的見解で行っているのではなく、政策会議で検討して、総合計画に基づいて答弁している。一問一答でやって、市長が政策会議で検討もしていないことを答弁することがよいのかどうかは論議が必要である。一問一答でやって当初予定していなかった回答が出ることは考えにくい。市民の立場にたって提案し、いい回答が出なくても、その後の政策会議で検討し、具体化することもある。そういう積み重ねで前進していくという立場で一般質問をしている。一般質問は重要なので条文化し、「市長は自分の見解を述べるができる」と記述することは構わないが、「反問」だと「問う」ことになる。そこまで踏み込むべきではない。

【井上委員】 窪委員は、犬山市がそうであるように、議長の裁量で反問を認めることができるので、文言はいらないとの意見だと思う。

一般質問の条文は、内容がごく一般的なことであっても規定してぜひ残すべきである。

【議事担当係長】 犬山市の補足であるが、視察時には、議長をされていた方が私のときは議長の議事整理の中で認めていたと説明されており、会議規則では例外である。全国各地で基本条例の中で条文化するか議論されているのは、時の議長の判断に左右されるのではなく、制度として規定するかどうかで各市議会が判断している。

【中村副会長】 一般質問はこういうものだから、反問をするものではないと説明するのは一つの理屈であるが、反問権を採用したいが条件つきなら意味がないので認めないというのは、理由にならないのではないか。

【古谷田委員】 条件つき反問権は、市民から見ると及び腰で、なぜ無条件に認めないのかという意見もあると思う。8会派中6会派が反問権に賛成しており、反問権を認め議論を活発にしたいと考えている。反対の2会派はどうか。

【中村副会長】 そうではなく、無条件なら2会派が反対ということもあって、一問一答に対しては反問権を認めるとなった。一步や二歩なら進まないほうがよいというのが大和クラブの考え方である。

【古谷田委員】 一般質問の方法によって反問できる、できないというのは、条例にふさわしくない。

【中村副会長】 どうしてふさわしくないのかがわからない。

【赤嶺委員】 8会派はそれぞれの考え方を持っている。明るいまらい・やまとでも、他会派が言っていることがわからないことは多々ある。大和クラブは、条件つき反問権は呑めないとずっと述べており、そのことは窪委員や大波委員にも当てはまる。大和クラブだけに説明を求めるのはいかがか。市民への説明では、本協議会での全会一致の原則のため、そうなったという事実を書くしかない。

【中村副会長】 大和クラブも一度は合意している。絶対に譲れないのなら、そのとき合意したのがおかしい。

【議事担当係長】 旧13条は、仮置きをして、市側から意見聴取した上で再協議という形で進んだ。

【中村副会長】 市側の意見を聴取する段階で、議会の考え方では合意していた。議論

の進め方が変である。意味がわかるが納得できないことはあるが、この件は意味がわからない。同じ方向に進もうとしているのに一歩二歩なら進まないほうがよいというのは、意味がわからない。

【古谷田委員】 一歩二歩でも前に進むという意見もあるが、大和クラブとしては、反問権は無条件で認めることが総意である。市議会と行政は両輪であり、行政の意見も汲みしていくべきである。もし市長になったとして、新しい議員が自分の凝り固まった考え方であることないことパフォーマンスで述べることに對して、議場で問い質すことが必要ではないか。

【河崎会長】 提案であるが、一般質問の条を残したいとの意見もあるので、第1項「一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。）に對して市長等は誠実に答弁するものとする。」、第2項「一般質問は一問一答の方式で行うことができる。」、第3項「市長等は一問一答の方式で行う一般質問に對し、議長の許可を得て反問することができる。」第3項はつけ加えるかつけ加えないかについて、会派に持ち帰ることを提案したい。

【古谷田委員】 大和クラブは、第3項は反対である。

【河崎会長】 以前の議論とは違う。市民からこれだけの意見をもらっていることを重く捉え、会派で議論してもらいたい。

第1項は新しい提案であるが、これを加えることに異存はないか。

【窪委員】 異存はないのではないか。

【赤嶺委員】 今の話では大和クラブが賛成すれば、第3項の条文が復活するということだと思うが、市民の意見を受けての再協議であるなら、大波委員と窪委員にも無条件の反問権に賛成できないか、改めて検討してもらいたい。

【窪委員】 一問一答の方式に對し反問権を認めることには異存はない。

【河崎会長】 赤嶺委員の提案は、すべての一般質問に對してということである。

【窪委員】 一問一答の方式に對し反問権を認めることは、他会派の問題であるから、妥協して合意した。

【河崎会長】 「市長等是一般質問に對し、議長の許可を得て反問することができる。」とすることについて、2会派でも持ち帰って検討してほしいということである。

【窪委員】 そういうことをやるべきではない。市長に對して答える責任はない。

【赤嶺委員】 それだと古谷田委員に持ち帰って検討してもらいたいのも、同じことではないか。8会派中6会派が合意して、妥協点として1つの案が生まれたが、それは1つの会派が呑めないとなっている。それをその1つの会派の責任にして、全体でまとめていくのはどうかと思う。

【大波委員】 市民説明会やパブリックコメントでの意見という新たなことが加わった。会派に持ち帰って検討することはやぶさかではない。会派としては、一問一答の方式に對し反問権を認めるという意見である。

【中村副会長】 無条件の反問権を認めるかどうかはさんざん議論した。その議論の中で妥協点を見出したのが「一問一答の方式に對し反問権を認める」であったが、それを決めたときに大和クラブは欠席した。その前の回の協議会で大和クラブは意見を述べ後は委任して退席した。そして委任されたメンバーで合意した「一問一答の方式に對し反問権を認める」で市側の意見を再度聞いてみることになった。ところが大和クラブが

無条件の反問権でなければ削除と主張し、条文案は削除となった。市民説明会では、反問権はどんな形でも入れてほしいとの意見もあり、それを受けて大和クラブに再検討してほしいというのはわかるが、大波委員や窪委員も検討し直すというのはわからない。

【赤嶺委員】 パブリックコメントで、無条件の反問権を認めるべきとの意見も出ている。それを踏まえて新たに考えなければならない。古谷田委員だけが持ち帰って会派で協議はどうかと述べているだけである。それならば反対している2名にも無条件の反問権を認めることについて会派に持ち帰ってもらい、次回見解を発表してほしい。そのほうがフェアである。

【窪委員】 パブリックコメントでそのような意見が出ても、議員が市長の反問に答える責務はない。議員は執行機関ではなく権力を持っていない。市民が行政に意見を言って、行政がそれを批判するだろうか。議会と行政とはそういう関係である。

【山田委員】 旧13条を復活させて、新たな項を設ける話も出た。古谷田委員だけが会派に持ち帰るのではなく、各会派が文言も含め、再検討してきてはどうか。よりよい文言があれば各会派で考えてくることでどうか。

【河崎会長】 今、案文を事務局が浄書しているが、第3項は「反問権」の前に「一問一答の方式で行う」を入れるかどうかということと、「反問することができる」と「趣旨確認することができる」を併記した案文を提示するので、どこで合意できるかを次回までに協議してきてもらいたい。

【山本委員】 提案の条文の第1項と第2項は合意しているので、第3項がどうなろうと第1項と第2項は条文として盛り込まれるのか。

【山田委員】 それを含めて持ち帰ってはどうか。旧第13条の復活で、条文自体を持ち帰る。

【井上委員】 中身はどうあれ、一般質問という項目の復活に関しては、現状合意されているのか。

【河崎会長】 山田委員が述べたように一度会派に持ち帰りとなる。

浄書ができるまで、もう一つ、条文の変更について議論してもらいたい箇所がある。条文は第5条「議員の政治倫理」で、15番目の意見である。回答案に「要協議」として記載したが、「提案の「選挙で選ばれた市民全体を代表する者として」とした場合、「選挙で選ばれた市民」とも読め、分かり難いため「選挙で選ばれた」を削除して、「議員は、市民を代表する者として重大な使命を有しており、」としてはどうかと提案する。

【中村副会長】 この条文は当初は「市民を代表して」というような条文になっていた。

【議事担当係長】 当初「議員は市民を代表して」という文言であったが、その後、自治基本条例の「市民」と「住民」の議論があり、「市民」を使うことを避けるため、現在の表現になっているのが経過である。

【中村副会長】 大和市でなければ会長の提案でよいが、自治基本条例であまりにも広く市民を定義してしまったため、その幅広い市民を代表する市会議員という表現は問題があるのではないかと、やむなくこの表現になったので、その旨の説明を書いて、条文は現状どおりとするしかないのではないかと。

【赤嶺委員】 議員の政治倫理は議員に関わるもので、議員が一番考えなければならないのは選挙である。選挙という文言の重みを持たせるため、条文はそのままのほうがよいと考える。

【河崎会長】 それでは、15番はそのように回答したい。

それでは残りの部分を時間のある限り議論していきたい。

【大波委員】 進め方だが、107の意見について、1つずつ検討していくのか。

【河崎会長】 本日は、すべてはできないと思う。

【大波委員】 12月定例会の上程はできないことも考えうるか。

【河崎会長】 そのようなことは考えていない。

【大波委員】 それまでに何回か協議会を開催するのか。

【河崎会長】 次回は11月1日を予定している。本日でできない部分は持ち帰ってもらい、1日に協議する。

【大波委員】 1日でまとまらなければ、何回か協議会を開催するのか。

【河崎会長】 そうである。

【中村副会長】 項目が多いので、全部は大変なので不完全ではあるが正副会長案をたたき台として記載した。その案を加筆修正してもらえればある程度スムーズに進むのではないか。次までに読み込んでてもらえれば、それほど時間はかからないと思う。

【河崎会長】 そのために少し無理をして、正副会長でたたき台を作成した。

【窪委員】 正副会長で作成したのか。

【河崎会長】 事務局の力も借りたが、正副会長で作成した。期間がなく予定も立て込んでいたため、大変であった。

【中村副会長】 不完全な形ではあるが記載したので、加筆修正してもらいたい。

【山本委員】 市民説明会を義務的に行うという話も出ているが、それが合意されて条文を変更した場合、回答案も変わってくるのか。

【河崎会長】 今後修正することになる。正副会長たたき台案の話が出たが、市民説明会での質疑応答の記録は、市民説明会での記録担当委員に作成してもらった。

【赤嶺委員】 文書での記録は、まとめのほとんどを山本委員が行った。

【河崎会長】 条文の改正検討箇所は一般質問と市民説明会だが、ほかにもあれば本日出してもらいたい。

※事務局から、一般質問の項目の条文案を配付。

【中村副会長】 配付された旧13条と意見交換会の条文以外で、ほかに意見があれば出してほしいとの会長からの話であるが、どうか。

【山本委員】 条文の見直し規定をもっと明確にすべきとの意見が多かった。

【河崎会長】 どのようにこの条例を執行していくかとの意見も多かった。

【議事担当係長】 見直し規定について意見が多かったので、平成24年に策定された他市の議会基本条例の事例を検証してみた。特に期限を設けていないところが3分の2ほどである。見直し時期について規定は3分の1弱で、「年1回」「2年ごと」「毎年3月定例会後」「4年に1回」「一般選挙を経た任期開始後」「任期開始後1年経過後速やかに」「定期的に」「別に期間を定める」などである。見直しを行う機関は議会運営委員会としているところが多いが、機関の定めがないのが107市中62市であり、半分以上である。県内では小田原市議会が「この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに」と規定している。

【河崎会長】 「4年を超えない期間ごと」とは、4年ごとにという意味か。

【議事担当係長】 議員の任期を意識した規定で、任期の中で見直しを行うという規定

だと思ふ。

【山本委員】 1年ほどで改正し、残りの任期内に再度改正するニュアンスも残しているのではないか。

【窪委員】 改正することが目的ではない。ましてや基本条例である。基本条例をころころ変えるべきではない。一定のルールをつくり、そのルールに不都合が生じれば議会運営委員会で発議できる。改正時期を規定することは賛成しかねる。

【河崎会長】 そのような議論があり、見直し時期は規定しなかった経過があるが、時期と合わせて、どの機関が評価するのも気になっている。ある意味で議長に任されており、気になるところである。

【窪委員】 規定がなくても議運で検証することは一向に構わない。規定しなければ何もできないというのは、あまりにお粗末である。

【中村副会長】 この条例は「できる」規定が多い。今までやっていないことを「できる」規定にして、まずはやってみて、段階的に改正していこうという意図もある。それだったら定期的に見直す規定を入れてはどうかという意見だと思ふ。

窪委員が述べたように、必ずしも改正しなくてもよい。見直しの結果、改正しないこともある。改正と書くと改正しなくてはならなくなるが、見直すことはよいと考える。

【窪委員】 検証でよい。

【中村副会長】 検証でもよいので、定期的に行っていくことを市民にわかるようにしておくことが必要ではないか。

【河崎会長】 第22条では「常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行う」と規定されている。

【中村副会長】 常に検証、必要に応じてだと、必要ではないからやらないのだろうとの疑念を招くということではないか。

【河崎会長】 第21条では「議会改革のための組織を設置することができる」と規定されている。

【中村副会長】 条例の見直しについては、意見も多いので、修正するかしないかを検討していく必要がある。

11月20日の議運に条例案を提出して、27日の本会議に上程する目標であるが、今後の日程はどのようになるか。

【事務局次長】 議案の上程前には、市民説明会、パブリックコメントでの意見に対する回答をホームページで周知する期間は必要かと思ふ。そういう意味では11月10日頃までに結論を出してもらい、正副議長への報告も踏まえて、市民に一定期間公開して、議案上程という流れとなる。

【河崎会長】 今すぐに、たたき台への意見は出しにくいと思ふので、次回までにすべてに目を通してもらい、修正・意見をメールにて事務局宛てに提出してもらいたい。山本委員がまとめてくれた市民説明会での質疑応答についても、協議会の意見としては修正が必要と思つた部分は、見え消しで修正して提案している。それも含めて修正・意見を提出してもらいたい。

2. その他

【河崎会長】 今後の日程調整を行いたい。

※調整の結果、11月1日の9時から及び11月8日の9時から協議会を開催で決定。

【事務局次長】 11月1日について、大波委員の出席は大丈夫であるか。

【大波委員】 代理出席で調整する。

【事務局次長】 代理が難しい場合はどうなるか。

【中村副会長】 事前に意見をもらうことでどうか。

【赤嶺委員】 メールで送る修正・意見は、いつまでに送付すればよいか。

【河崎会長】 本日配付した、たたき台案を早急にメールで送付する。意見等があれば、遅くとも10月31日までに、なるべく早急に提出してもらいたい。

【中村副会長】 11月1日と8日で、市民への回答を確定し、話題に上がった条文について改正するかどうか決め、改正しないならどうしてしないのかの理由も示さなければならぬ。

【河崎会長】 皆で頑張るしかない。

傍聴者の方からご意見はあるか。

【傍聴者A】 10月5日の市民説明会に参加できなかった。重要な案件であるので、パブリックインボルブメントという形での展開を希望する。

希望であるが、前文は3行目「市民全体の福祉の向上と」の次に「環境保全との」を挿入し、9行目「市民の負託に」を「市民の快適な環境で安全安心を営む権利の負託に」としてもらいたい。逐条解説も3点目「市民全体の福祉の向上と」の次に「環境保全など」と加えてもらい、5点目「市民の負託に応えるために、その指針として条例を制定する」はパブリックコメントのみならず、パブリックインボルブメント（PI）をここに入れてもらったほうがよいと考える。第1条「市民福祉の向上と」の次にも「環境保全について」と加えたい。第2条第3号「政策立案及び政策提言」は「総合計画を含む政策立案及び政策提言」としてもよいのではないか。第4条第3号も「市民全体の福祉の向上」の次に「と環境保全」と入れればよい条文となる。第7条第4項「議会報告や意見交換」の次に「（PI活動）」を挿入し、文末は「行う」で十分ではないか。

第9条の解説も「市民福祉の向上」の次に「と環境保全」としてもらいたい。第10条第1項「政策」と「事業」の間に「資源」と入れればよいのではないか。第12条は、議決時に可否同数となったときの議長票について書いたほうがよい。第15条に第3項として、海外視察の内容を市民に公表するとの旨の文言を入れてもらうのがよいのではないか。

第21条「議会改革のための組織を」の次に「市民代表も加えて」と加えてもらいたい。

【河崎会長】 ほかになければ以上で終了する。

午前10時56分 閉会